

番 号 : 170280

国 名 : ミャンマー

担当部署 : 農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名 : 中央乾燥地における小規模養殖普及による住民の生計向上プロジェクト (IEC/テレビ番組制作)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : IEC/テレビ番組制作
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年6月中旬から2018年2月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.75M/M、現地 4.00M/M、合計 4.75M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 第1次現地派遣期間 60日 国内作業期間 5日 第2次現地派遣期間 60日  
整理期間 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 5月31日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年6月13日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	教育普及用視聴覚教材制作に係る各種業務
対象国/類似地域	ミャンマー/全世界
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

ミャンマー政府は、養殖業の拡大を通じた水産物の安定的生産を重要政策として掲げ、養殖振興を重点課題として位置付けてきた。農業畜産灌漑省は、地方経済活性化及び収入源多角化を目的に、農業・畜産・水産分野を集約した複合農業を推進しており、養殖は、農家の生計向上への貢献及び水産物消費によるタンパク質確保に繋がる有効な手段として期待されている。

JICAは2009年6月から2013年6月までミャンマー南部地域にあたる2地域及び1州（エーヤワディー地域、バゴー地域、カレン州）を対象に、「小規模養殖普及による住民の生計向上事業（以下、SAEP）」を実施し、小さな池や水田を使った小規模養殖普及システムの構築及び運用への支援の結果、農民間普及を通じて同プロジェクトの対象地域である南部地域では徐々に小規模養殖が広まりつつある。

ミャンマーの中央乾燥地域は不安定な気候による凶作や限られた雇用機会等により、人口の43%が貧困という厳しい環境にある。全国平均25.6%に比較しても非常に高いことから、貧困層の所得向上・栄養改善は急務となっており、小規模養殖の導入が期待されている。

しかしながら、中央乾燥地域と南部地域では降雨量等の自然条件が異なるため、これまでの協力で導入した養殖技術を中央乾燥地の条件に適應させた上で普及させる必要がある。また、ミャンマー農業畜産灌漑省水産局は、上記政策に基づき小規模養殖普及に係る人員・予算の確保に努めているが、今後水産局が中央乾燥地域で小規模養殖普及活動を展開していく体制を確立するためには、地域に適した技術パッケージの開発に加えて、中央・地方の水産局職員の養殖・普及技術の能力向上等が課題となっている。

以上を踏まえ、ミャンマー政府は中央乾燥地域を対象に、地域に適した養殖方法の確立及び普及計画の策定を行い、小規模養殖技術・手法をより広い範囲に定着させるため、我が国に対し、新規技術協力案件として、「中央乾燥地における小規模養殖普及による住民の生計向上プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の実施が要請された。

本プロジェクトは、農業畜産灌漑省水産局及び地方水産局をカウンターパート（C/P）機関として、2014年3月より2019年3月まで5年間の予定で実施中であり、現在「チーフアドバイザー/普及計画」及び「業務調整/研修」の2名の長期専門家と「小規模淡水養殖技術」の短期専門家（2017年4月～2019年3月）が派遣されている。

2016年9月に第3回合同調整委員会（JCC）が行われ、プロジェクト目標達成に向け今後の活動への提言がなされた。そのひとつにミャンマーの人々へ小規模養殖の有益性を知らせるための情報提供（テレビ番組を含む）を効果的に行うことがあり、テレビ番組や多角的媒体を使用したIEC（Information, Education, Communication）戦略を展開することでプロジェクトの成果の普及を目指すものである。このような背景の下、プロジェクトはIEC/テレビ番組制作専門家の派遣を要請した。

## 7. 業務の内容

本専門家は、長期専門家及びC/Pと協働し、テレビ番組制作を通して住民へのプロジェクト認知を促進する目的で派遣されるものである。

テレビ番組内容は以下の2本を制作。それぞれ一般放送用のミャンマー語版と対外プロジェクト関係者視聴用の英語版を合わせて制作する。

小規模養殖の勧め－養殖農家、中核農家（種苗生産者）の生活と活動の中からプロジェクト活動の成果を描く－

- ① 養殖農家の視点
- ② 中核農家（種苗生産者）の視点
- ③ 政府普及員の視点

## それぞれ異なった環境での小規模養殖導入事例(3州それぞれ1か所)ー

- ① 地勢環境、土地面積、家族構成、作付の歴史
- ② 養殖事業導入に至った経緯
- ③ 現在の事業運営状況
- ④ 今後の展望(希望)

テレビ番組の長さは10分以内。

本業務従事者がシナリオ作成と撮影・編集の監督を行うと共に、同技術をC/PにOJTで移転する。

番組制作後、水産局及びプロジェクトホームページ上にアップロードし常時アクセス可能にする。

なお、テレビ放送に向けた調整はプロジェクトが実施する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間(2017年6月中旬)

- ①プロジェクト関係資料(SAEP各種報告書、本プロジェクト詳細計画策定調査、専門家報告書、進捗報告書、中間評価報告書)のレビュー及びプロジェクト専門家等関係者からの情報収集を通して、プロジェクトの概要、進捗状況を把握する。
- ②プロジェクトチーム、JICA農村開発部及びJICAミャンマー事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③現地業務工程表(案)を含むワークプラン(英文)を作成しJICA農村開発部による確認後、提出する。併せて、JICAミャンマー事務所にもデータを送付する。

### (2) 第1次現地派遣期間(2017年6月下旬~8月下旬)

- ①現地業務開始時にC/P機関及びJICAミャンマー事務所にワークプラン(英文)を提出し、業務計画の確認を行う。また適宜JICAミャンマー事務所に対し進捗報告を行う。
- ②C/P及びプロジェクト専門家と、テレビ番組の作成方針、関係者のテレビ番組に対するニーズの把握、スケジュール、役割分担等につき協議し、合意する。
- ③プロジェクトの全体を把握するため長期専門家及びC/Pとプロジェクト活動の視察を行う。
- ④プロジェクト専門家による現地映像制作会社の手配等に関し、委託業務内容の作成や選定を技術的な面から支援する。
- ⑤テレビ番組(「小規模養殖の勧め」及び「Small-scale Aquaculture Extension Project(SAEP)(新たな農村の営み)」)の台本を作成し、全体を通しての構成やレイアウト等を含む完成版のイメージを関係者間で明確にし、他のC/P及びプロジェクト専門家と合意する。
- ⑥過去にプロジェクトで記録した映像のレビューを行い使用可能な映像があるか把握する。
- ⑦作成された台本に基づき、撮影のための出演者、撮影場所のロケーションハンティング、出演者の確保、撮影・録音・編集機器のセットアップを行う。
- ⑧制作スタッフ、プロジェクト専門家、C/Pと撮影内容に関する最終確認を行う。
- ⑨「小規模養殖の勧め」のテレビ番組を以下のとおり制作する。
  - ・映像素材(小規模池造成、水路造成、採卵、関係者インタビュー等)及び、映像に挿入する写真やテキスト(養殖指導書、コミック、コンセプト図等)を収集する。
  - ・ナレーション原稿を作成する(ミャンマー語、英語)。
  - ・ミャンマー語、英語ナレーション録音を行い音声編集を行う。
  - ・プロジェクト専門家、C/Pとプレビュー及び最終的な改訂を行い、必要に応じて、補足撮影を実施する。
  - ・ミャンマー語版を完成させる。
  - ・ミャンマー語版に英語のテロップを作成し英語版を完成させる。
- ⑩業務進捗報告書を作成する。

①C/P 機関及び JICA ミャンマー事務所に業務進捗報告書を提出し、業務の進捗状況確認を行う。

(3) 国内作業期間 (2017 年 9 月上旬～下旬)

- ①JICA 農村開発部担当者にテレビ番組の台本・構成案及び業務進捗状況報告を行い第 2 次現地派遣業務計画の打ち合わせを行う。
- ②撮影・録音・編集等に必要な機材について現地の状況を確認し、追加機材の確保につき JICA 農村開発部と調整する。

(4) 第 2 次現地派遣期間 (2017 年 10 月上旬～12 月上旬)

- ①現地業務開始時に C/P 機関及び JICA ミャンマー事務所とワークプラン (英文) の確認を行う。また適宜 JICA ミャンマー事務所に対し進捗報告を行う。
- ②制作スタッフ、プロジェクト専門家、C/P と 2 本目制作内容及び日程について再確認を行う。
- ③「Small-scale Aquaculture Extension Project (SAEP) (新たなる農村の営み)」のテレビ番組を以下のとおり制作する。
  - ・映像素材 (小規模池造成、水路造成、採卵、関係者インタビュー等) 及び、映像に挿入する写真やテキスト (養殖指導書、コミック、コンセプト図等) を収集する。
  - ・ナレーション原稿 (ミャンマー語、英語) を作成する
  - ・ミャンマー語、英語ナレーション録音を行い、音声編集作業を行う。
  - ・プロジェクト専門家、C/P とプレビュー及び最終的な改訂を行い、必要に応じて、補足撮影を実施する。
  - ・ミャンマー語版を完成させる。
  - ・ミャンマー語版に英語のテロップを作成し英語版を完成させる。
- ④水産局及びプロジェクトのウェブサイトへアップロードする。
- ⑤現地業務結果報告書 (英文) を作成し、C/P 機関及び JICA ミャンマー事務所に提出し、報告する。

(5) 帰国後整理期間 (2017 年 12 月中旬)

- ①専門家業務完了報告書 (和文) を作成し、現地で制作したテレビ番組の DVD (ミャンマー語版、英語版) と併せて JICA 農村開発部に提出し、報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(4)専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン 英文 3 部 (JICA 農村開発部、JICA ミャンマー事務所、C/P 機関)
- (2) 業務進捗報告書 英文 3 部 (JICA 農村開発部、JICA ミャンマー事務所、C/P 機関)
- (3) 現地業務結果報告書 英文 3 部 (JICA 農村開発部、JICA ミャンマー事務所、C/P 機関)
- (4) 専門家業務完了報告書 和文 2 部 (JICA 農村開発部、JICA ミャンマー事務所)
- (5) テレビ番組 DVD データ 2 種類各 3 部 (JICA 農村開発部、JICA ミャンマー事務所、C/P 機関)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出する。

また、現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報 (和文) を作成し、JICA 農村開発部及びミャンマー事務所に提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上すること）。  
航空経路は、成田⇒バンコク⇒ヤンゴン⇒バンコク⇒成田を標準とする。

## (2) 現地業務費等

本業務従事者が現地での活動において必要な経費については当該プロジェクト予算にて支出するため、見積書への計上は不要とする。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地M/M、国内M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおり（本業務の現地作業期間に派遣予定の専門家のみ記載）。

- ・ チーフアドバイザー/普及計画（長期派遣専門家）  
プロジェクト運営管理に関する企画・立案、相手国との協議、研修及び普及の計画作成と実施監理を担当
- ・ 小規模淡水養殖技術（短期派遣専門家）  
農民が実践可能な小規模養殖技術の普及を目的とした活動とC/Pに対するOJT方式の技術移転を担当
- ・ 業務調整／研修（長期派遣専門家）  
プロジェクトの投入の管理、関係者間の連絡調整、事務・会計・庶務と水産事務所職員及び農家を対象とした研修を担当

#### ③ 便宜供与内容

事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舍手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上  
現地において必要があれば通訳（英語⇄ミャンマー語）を備上予定。
- オ) 現地日程のアレンジ  
プロジェクトチームが必要に応じアレンジ予定。
- カ) 執務スペースの提供  
プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

### (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム（TEL:03-5226-8416）にて配布します。
  - ・ プロジェクト事業進捗報告書
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12151114.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12151114.pdf)
  - ・ ミャンマー連邦共和国 中央乾燥地における小規模養殖普及による住民の生計向上プロジェクト 詳細計画策定調査報告書

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」  
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上